

日光市民活動支援センターのお知らせ



新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴い
以下の対象期間は**休館**となります

【対象期間】 令和3年1月15日(金)から2月21日(日)

経過措置として2月8日～21日まで延長となりました。

なお、既に施設を予約しており緊急性の高い公益活動、急を要する相談、短時間のロッカーの使用などでは市民活動支援センターをご利用いただけます。

その他、お問い合わせ、相談はTEL：0288-22-2271までご連絡ください。

利用者様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程、何卒よろしくお願いいたします。